

令和5年度 第3回旭川市都市計画審議会会議録

諮問事項 議案第1号 旭川市立地適正化計画の見直しについて

事務局より説明

立地適正化計画の見直しについて、素案の内容を説明する。なお、次回は改定案の審議を行う予定である。（詳細は別途資料のとおり）

会 長

事務局からの説明について、質問及び意見はないか。

委 員

洪水災害の災害リスク分析について、これまでの100年～150年から1000年に一度発生するような大雨を対象に実施しているが、更に大きな規模のものを想定しなくても大丈夫か。また、なぜ、そのように変更したのかを明記する必要はないか。

事務局

まず、この1000年に一度発生するような大雨の規模については、想定し得る最大規模の大雨と位置付けられているものである。

また、立地適正化計画については、強靱化計画に即した位置付けであることを明記しているが、その計画の中で、突発的又は広域的かつ長期的な市街地等の浸水については、国や北海道で公表した浸水想定区域に基づき見直すものと規定されている。今回の変更については、この規定による変更であることから、本文における記載については、策定時と同様の取扱いをしている。

委 員

都市再生特別措置法の改正により追加された、都市計画事業みなし認可制度とは、どのようなものか。

事務局

これまで道路や公園を整備する際に、個別に事業認可を取得して、工事を行っていたが、今回のみなし認可制度が追加されたことにより、複数の場所をまとめて協議することが可能となり、道知事から承認され、その内容を立地適正化計画に掲載することにより、まとめて事業認可を取得したことと見なされるものである。

これにより事務手続きの省力化が図られ、居住誘導区域内の都市施設の改修が容易に行うことができるようになる。

会 長

防災に関する目標の「災害時の防災体制が良いと感じている市民の割合」について、目標値を20%としているが、かなり低いと感じる。

委 員

この目標について、第8次旭川市総合計画推進計画の成果指標から採用した指標ということだが、どんな指標なのかを確認したい。アンケートを実施した際に、非常に良い、概ね良い等の回答を対象にした評価という理解で良いか。

委 員

この目標について、現在の15.8%という値を20%にすることについては問題はないと考える。この目標に対する評価をどういう基準でやっているかを明確にし、良いと感じている割合をどういうふうに増やしていくかを明確にすることが重要であると思う。

事務局

この目標については、防災課と協議を行った上で、関連計画との連携強化を図ることに加え、防災まちづくりの具体的取組を総括的に評価できる目標として、第8次旭川市総合計画推進計画の成果指標の中からこの目標を採用している。

また、この目標に対する検証については、2年に1度実施している市民アンケート調査の中で確認しているが、「よい」、「まあよい」、「ふつう」、「少し悪い」、「悪い」の5段階評価で実施しているものであり、そのうち、「よい」と「まあよい」の回答を対象に評価しているものである。

委 員

今後のスケジュールのところで、パブリックコメントを実施することが予定されているが、この案件について法定都市計画の事案ではないため、縦覧ではなくパブリックコメントを実施するという理解で宜しいか。

事務局

そのとおりである。

当該案件は、法定都市計画の事案でないため、住民の意見を反映させるための必要な措置として、意見提出手続を行うものである。

委員

防災まちづくりの具体的な取組について、各々実施スケジュールが示されており、短中期を令和12年頃、長期を令和22年頃としているが、こういった考えの中でまとめられているのか。

事務局

防災まちづくりの具体的な取組については、旭川市強靱化計画や石狩川上流流域治水協議会の流域治水プロジェクトの内容に基づき整理しているが、そのうち、流域治水プロジェクトについては、短期、中期、長期というスパンの中で取り組む内容となっており、短期については、防災指針作成段階で時期が差し迫っていたため、短中期と長期という分類で整理している。

会長

立地適正化計画改定版（素案）の内容について、審議会として同意するということで進めても宜しいか。

委員一同

異議無し

会長

それでは、立地適正化計画改定版（素案）の内容について、審議会として同意するものとする。この案件については、継続審議する案件となっている。

報告事項 議案第1号 旭川圏都市計画用途地域および特別用途地区の変更について

会長

報告事項の議案第1号の旭川圏都市計画用途地域および特別用途地区の変更について事務局から説明願う。

事務局より説明

用途地域および特別用途地区の変更に関する説明を行う。（詳細は別途資料のとおり）

会長

事務局からの説明について、質問や意見はないか。

委員

用途地域が準工業地域から第一種住居地域に変更になるとのことだが、屋外看板に関する規制はどうなるのか。

事務局

屋外看板については、屋外広告物条例により規制しており、用途地域が準工業地域から第一種住居地域に変更になることで、設置できる看板の大きさの制限が厳しくなる。

委員

準工業地域について、特別用途地区に定められ、10,000m²を超える大規模集客施設の建築ができないとのことだが、この10,000m²は床面積なのかどうかを確認したい。また、特別用途地区を廃止することだが、対象箇所だけが廃止になるのか、その一体が廃止になるのかを確認したい。

事務局

大規模集客施設の制限基準となっている10,000m²については延べ床面積である。特別用途地区の廃止については、対象箇所のみが廃止となり、その他の箇所は指定されたままとなる。

会長

もともとあった工場の周辺に住宅街ができたものであり、工場周辺をその用途に合うように準工業地域の指定を行い、その周辺を第一種住居地域に指定したという理解で宜しいか。また、この度、その工場が無くなり宅地造成を計画していることを受け、その周辺を準工業地域から第一種住居地域に変更するという理解で宜しいか。

事務局

そういった理解で問題ない。対象地域については、日ハム工場周辺に住宅街が形成された場所であり、用途に合わせて、準工業地域に指定した経緯がある。

委員

条町別未利用率に関する資料について、こういったデータから整理されたものか確認したい。

事務局

平成28年の都市計画基礎調査のデータを基に整理したものである。

委員

水色に表示されている未利用率が比較的高い箇所について、人気がなくそうなっているのか、駐車場として使われているからそうなっているのかがわからず、未利用率の算出として正確なのかが疑問である。

また、人口が減って空家問題がこれから深刻になる中で、住宅の開発を許可し続けていくと、商業施設が廃業しそこがまた住宅街になっていくことが考えられ、都市計画的に問題が発生すると考えるが、何か手を打つことはできないのか。

事務局

都市計画基礎調査の未利用地に関する調査の詳細については、次回審議時に説明させていただきます。

空家問題については、立地適正化計画の中でまちづくりの問題点の一つとして捉えており、立地適正化計画の施策等に対応していきたい。対象箇所については、基幹的な公共交通網沿線で居住誘導区域の適合要件に該当している範囲であり、一定規模以上の宅地開発を誘導すべき地域となっている。

委員

対象地域の規模を確認したい。

事務局

対象地域の面積は約 2.2ha である。

会長

この報告案件について、他に質問や意見はあるか。

委員一同

ない。

会長

報告案件に関する質疑は以上とする。この案件については、次回、諮問案件となる。全ての議案が終了したので、これで令和5年度第3回旭川市都市計画審議会を閉会する。

